

～職務経験期間の計算方法について～

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合は、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。ただし、職務経験期間に通算できるのは1つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。
- ・ 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要です。
- ・ 休職、育児休業、介護休業等で休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

1 従事期間

同一の民間企業等に週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して従事した期間に限る。

2 従事期間の計算方法

年数…入社等の年月日から翌年の入社等の月日に相当する日の前日までを1年とする。

月数…入社等の年月日から翌月の入社等の月日に相当する日の前日までを1月とする。

※翌月同日にあたる日が存在しない場合は、その翌日

(例 休業期間がある場合＋転職している場合)

- ① A事業所にて平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年）在職し、平成27年5月1日～平成30年4月30日（3年）に育児休業取得
- ② B事業所にて平成31年4月1日～令和4年3月10日在職
- ③ C事業所にて令和4年5月1日～令和4年7月31日在職

① 従事期間：2年0月（5年0月－3年0月）

② 従事期間：3年0月

③ 従事期間：0年3月（1年未満のため従事期間に不算入）

⇒通算従事期間 5年0月